平成２５年（フ）第３８号
青森県三戸郡階上町蒼前西１丁目９番地592
オールドバリーＡ棟202号
債務者　菊地　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第５１４号
名古屋市千種区西崎町３丁目32番地
債務者　植田吉夫こと　**袞**　　永喆
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６２号
茨城県日立市大久保町３丁目15番30―103号
破産者　吉村　　将
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１１５９号
埼玉県上尾市大字小泉406番地79
破産者　佐藤　友美
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４７号
さいたま市見沼区大字東門前107番地１　サンビレッジコスモヒルズ１―201、旧住所千葉県市川市湊新田１丁目10番２―405号　セゾンドベル
破産者　遠藤　洋子
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１８号
埼玉県幸手市中５丁目15番１号
破産者　加藤　光弘
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１９号
埼玉県幸手市中５丁目15番１号
破産者　加藤かほる
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３５号
埼玉県川口市大字東本郷567番地の48
破産者　伊藤　正樹
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２２号
さいたま市桜区田島６丁目３番９号201
破産者　鈴木　義雄
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２８号
さいたま市桜区栄和５丁目14番17号
破産者　阿部　義雄
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３０号
埼玉県川口市東川口３丁目９番２号
破産者　矢野　浩志
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３９号
埼玉県新座市畑中１丁目13番５号　エスポワール畑中401号室、旧住所埼玉県新座市新座２丁目17番11号
破産者　小宮　一朗
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
埼玉県上尾市浅間台３丁目22番地３　三和レジデンス202、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市日の出３丁目９番８―６号
破産者　宮崎　　豊
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
兵庫県養父市上箇448番地２　養父広谷上箇鉄筋団地301号室、前住所兵庫県養父市十二所903番地１　メゾン・ル・シエールＡ―２
破産者　松下　徳子
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
鹿児島県鹿児島市西陵５丁目18番17号
破産者　**茂**利　順一
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
大津市苗鹿２丁目７番１号、前住所大津市和邇中267番地の５
破産者　ハウジングポート滋賀こと　上原　政夫
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３６号
滋賀県栗東市六地蔵837番地
破産者　清水　　聡
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８０号
京都市中京区西ノ京中御門東町70番地
破産者　矢木　優美
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８６４号
北九州市小倉北区片野３丁目３番３号　クレセント片野303
破産者　福田　浩史
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部